

議事要旨(5) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項(5)-1]に基づき説明があった。続けて紙谷ディレクターより、「ASBJによる修正会計基準第1号「のれんの会計処理」」、「ASBJによる修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」、「修正版IFRSの公開草案の公表にあたって」及び「修正版IFRSの適用」について、[審議事項(5)]に基づき詳細な説明がなされた。

「ASBJによる修正会計基準第1号「のれんの会計処理」」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景に記載されている、のれんを償却するように修正する理由について、結論の直前のパラグラフでは償却に対する反対意見が列挙され、償却を支持する意見と非償却を支持する意見の両論併記の形から結論へ続く形になっており、なぜのれんを償却した方がよいかの理由が明確でない。のれんの非償却を支持する意見を記載したパラグラフと結論を記載したパラグラフを削除することも考えられる。

これに対して事務局より、国内にて両論聞かれていることは事実であり、事実を国内外に説明する必要があるため現在の記載になっているが、意見を踏まえて検討したいとの説明があった。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景に記載されている、のれんを償却するように修正する理由について、のれんの非償却を支持する意見を記載したパラグラフの後に、結論が記載されているため違和感がある。記載場所を見直してはどうか。
- あるオブザーバーより、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景に記載されている、のれんを償却するように修正する理由について、結論の直前のパラグラフでは償却に対する反対意見が列挙され、その前のパラグラフに我が国において聞かれる償却に賛成する意見が列挙されており、これらの順序を入れ替えた方が結論へとつながりやすいのではないか。

これに対して、事務局より、国内の意見を記載するにあたって、非償却に賛成する意見を最初を書くことに違和感があるのではないかと考えているとの説明があった。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景における、のれんを償却する理由として、のれんは時の経過により、技術や競争の中で減価していくことを追加すべきである。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景において、のれんの償却期間の上限を 20 年とする理由について記載されているが、償却期間の上限を 20 年とすることには賛成である。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景に記載されている、我が国で聞かれるのれんの非償却を支持する意見として、(1)企業結合についての海外企業とのイコール・フッティングに関する要望と(2)財務諸表利用者の一部がのれんの償却費を無視して分析する可能性があることが挙げられている。前者についてはのれんの償却が対象であるが、後者については減損損失も対象となっており、性格が異なるため、別に記載されるべきではないか。
これに対して、いずれものれんの非償却を支持する意見であるため、一か所に記載すべきと考えられるとの説明があった。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 結論の背景に記載されている、のれんを償却するように修正する理由として、償却に賛成かについて我が国で両論聞かれるとされている中、結論の記載にはのれんの非償却が我が国における基本的な考え方の相違が大きいとしている。これについて、我が国における基本的な考え方がこの文案の中で定義されておらず、なぜのれんの償却が我が国における基本的な考え方に沿っているかがわかりにくいため、説明を追加する必要があるのではないか。

「ASBJによる修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動についてのノンリサイクリング処理をリサイクリングするよう修正する事務局案に関し、作業部会にて反対意見があったことについて)

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 反対の論拠として、「削除又は修正」する「項目」を最小化することが挙げられているが、必ずしも「削除又は修正」する「基準」の数を最小化することが適切ではない

と考える。あまり想定されない処理であることを理由に、当該ノンリサイクリング処理を「削除又は修正」しないと他の項目をリサイクリング処理するように修正することと矛盾があると受け止められてしまう可能性がある。ただし、再評価モデルについてのノンリサイクリング処理を「削除又は修正」しないことと矛盾が生じていないか確認する必要がある。

これに対して事務局より、再評価モデルのノンリサイクリング処理については他のノンリサイクリング処理の項目と性質が異なると理解しているとの説明があった。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 仮にノンリサイクリング処理の項目をリサイクリングするように修正するとして、修正版 IFRS がどれだけ広範に適用されるか不明な時点で、任意適用では発生しない可能性が高いことは、当該項目を「削除又は修正」しないことの理由にはならないと考えられるため、事務局案に賛成である。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 我が国の基本的な考え方と相違するからといって、すべてのノンリサイクリング項目を「削除又は修正」する必要は必ずしもなく、別の理由により説明することによって「削除又は修正」しないことも考えられる。「削除又は修正」を必要最小限としたことも理由になりうる。

(その他)

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品について、減損処理の規定の追加について、旧 IAS 第 39 号をベースにした規定と日本基準をベースにした規定の 2 つが提案されている。後者について日本基準に準じて「公正価値が著しく下落した場合」を認識のタイミングとしているが、この日本基準の判断基準は、一種の実務的な便宜として採用されたものと考えられるため、この修正版 IFRS にこの判断基準を設けるのは説明がつかないと考える。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 包括利益計算書の表示について、IAS 第 1 号第 82A 項でリサイクリング処理されるものとされないものに分類して表示することが規定されているが、すべてのリサイクリングされない項目をリサイクリングするよう「削除又は修正」を行うのであれば、当該規定を「削除又は修正」することも考えられる。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ すべての OCI に計上される項目についてリサイクリングを行うことを ASBJ が主張していることに対して、説明が難しいとの意見が国際的に聞かれており、作業部会でよく議論をする必要があると思われる。
 - ・ 確定給付負債（資産）の純額の再測定について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を、每期 OCI から純損益にリサイクリングする規定を追加する提案がされているが、「一定の年数」で費用処理することが妥当かさらに議論する必要があると思われる。

「修正版IFRSの公開草案の公表にあたって」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（エンドースメント手続の意義の記載に、我が国の基本的な考え方について、企業経営の規律、持続的成長、長期的な企業価値の向上などに関連づけて記載すべきとする作業部会での意見について）

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 「企業経営の規律」、「企業の持続的成長」及び「企業価値の向上」等について、記載することに賛成である。例えば、「企業経営の規律」であれば、のれんの償却について企業結合時に存在したのれんはその後必然的に減価していくとの考え方と結びつけることができるのではないか。また、IFRS 第 9 号では FVOCI オプションを選択した株式について減損損失が純損益に認識されないため、これも企業経営の規律と関係するかもしれない。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 当該意見に対して賛成である。我が国の基本的な考え方を判断の根拠にしている記述が多く見られるが、修正会計基準の中にテクニカルな記述は見られるものの根底に存在する考え方が明瞭でない。これらは EFRAG が IASB の概念フレームワークの議論の中で、受託責任や慎重性について主張していることと相通ずるところがあるため、国際的にも違和感をもたれるものではないと思われる。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 当該意見の文章を加えることに賛成である。日本企業の大多数は、投資を回収し、費用を上回る利益の獲得を目指す経営スタイルに基づいて経営を行っていくことで企業価値の向上を目標としており、我が国の基本的な考え方とは、そのような経営スタイルに合う会計基準のことを指していると考ええる。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 日本の状況を逐一把握していない海外の方にとって、我が国の基本的な考え方を説明することは望ましいが、多くを割いて記載するべきではない。この点を強調することで、ピュア IFRS の任意適用に悪影響を及ぼす可能性がある。脚注にするなど工夫が必要ではないか。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ この意見は重要だと思うが、ピュア IFRS についてはそうではないのかと反論される可能性があり、記載の仕方に気をつけなければならない。我が国の基本的な考え方に照らして「削除又は修正」を行った項目については、我が国が今まで培ってきたやり方を突き詰めた結果と思われる。国内では理解されやすいと思うが、国際的に簡潔に説明することは難しい。

「修正版IFRSの適用」の説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、以下の発言があった。
 - ・ 別紙に一覧として添付されている ASBJ により採択された IASB が公表した会計基準等と ASBJ による修正会計基準の要求事項に準拠しなければならない旨の規定(第3項)に加え、今回の文案では、修正版 IFRS が何で構成されるかの規定(第2項)と IASB が公表した会計基準等の中で会計基準等の体系として使用されている「国際財務報告会計基準(IFRS)」という用語を修正版 IFRS に読み替える旨の規定(第4項)が追加されている。修正版 IFRS の適用には第2項と第4項の規定で十分であり、第3項の規定は必要ないのではないか。
 - ・ 第5項(1)で修正版 IFRS に準拠している旨を注記することが求められているが、第4項の読み替え規定があれば、IAS 第1号の第16項に基づき「修正版 IFRS に遵守している旨」の注記がなされるため、第5項(1)の規定は不要ではないか。
 - ・ IASB が公表した会計基準等により連結財務諸表を作成した場合との定性的な主な差異を注記するとの説明のあった第5項(2)の規定について、ある会計基準体系の中に、別の会計基準体系との差異の規定を設けることは違和感を覚える。

以 上